

## 故亀井裕幸氏からの寄付金の使用に関する申し合わせ

2017年11月25日 制定

### (趣旨)

第1条 この規則は、植生学会会則第26条及び植生学会事務局内規第5条3号に基づき、本会会員故亀井裕幸氏からの寄付金（以降、本寄付金とする）の使用に関し必要な事項を定める。

### (寄付金の使用目的)

第2条 本寄付金は本会が実施する以下の事業に使用する。

- (1) 本会の将来を担う若手後継者の育成に関する事業
- (2) その他、植生学の発展のために運営委員会が必要と認めた非営利事業

### (予算執行計画の作成)

第3条 会長は本寄付金の予算執行計画を作成し、運営委員会の承認を得なければならない。

- 2 予算執行計画は事業年度ごとに見直しを実施する。

### (年度予算・決算)

第4条 本寄付金の年度会計に関する手続きは会則第26条に準ずる。

### (雑則)

第5条 本規則の変更は運営委員会の決議による。

附則 2017年11月25日制定

1. この規定は2017年11月25日から施行する。